

電気需給契約書（案）

日本下水道事業団（以下「甲」という。）と ○○○社（以下「乙」という。）との間に
磐南浄化センターで使用する電気の需給に関し、次のとおり契約を締結する。

（契約の目的）

第1条 乙は、別添の特記仕様書（以下「仕様書」という。）に基づき磐南浄化センター
で使用する電気を需要に応じて供給し、甲は乙にその対価（以下「電気料金」と
いう。）を支払うものとする。

（電気方式等）

第2条 電気方式、受電電圧、計量電圧、標準周波数、契約電力は仕様書に定めるとおり
とする。

（契約期間）

第3条 契約期間は、令和8年4月1日から令和9年3月31日までとする。

（電力供給期間）

第4条 電力供給期間は、契約期間と同様とする。

（契約保証金）

第5条 甲は、この契約に係る保証金を免状するものとする。

（検針日）

第6条 乙は、原則として各月1日に使用電力量を計量するものとする。

（電気料金の算定）

第7条 電気料金の算定方法は、乙の「入札金額算定書」により定める。

- 2 電気料金の算定には、前条の規定により計量した1か月（前月の検針日から当月
の検針日前日までの期間をいう。）の使用電力量を用いる。
- 3 電気料金は、みなし小売電気事業者特定小売供給約款料金算定規則（平成28年経
済産業省令第23号）に定める燃料費調整制度に準じて変動させることができるもの
とする。
- 4 経済産業大臣より電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別
措置法（平成23年法律第108号）に基づく賦課金の減免認定を受けた場合は、
乙はこれに応じて減免措置に必要な手続きを行うこととする。

（支払方法）

第8条 乙は、第6条に定められた検針後、第7条に基づき算定した電気料金をすみやか
に甲の定める者に請求するものとする。

- 2 甲は、前項の規定による請求が適法であると認められたときは、これを受理した
日から30日以内に乙に支払わなければならない。

(遅延利息)

第9条 甲の責めに帰すべき理由により、前条第2項の期間内に電気料金を甲が支払わないときは、乙は、甲に対して年2.5パーセントの割合で遅延利息の支払いを請求することができる。

(契約の変更)

第10条 甲及び乙は、天災地変、経済情勢の変動、法令の制定又は改廃その他甲又は乙の責めに帰さない理由により、本契約を変更しようとする場合には、甲乙協議の上、本契約の全部または一部を変更することができる。

2 前項の規定により変更を行う場合において、本契約に定める条項を変更する必要があるときは、甲乙協議の上、書面により定めるものとする。

(契約の解除)

第11条 甲又は乙は、次のいずれかに該当するときは、本契約を解除することができる。

- (1) 乙が、天災その他不可抗力の原因によらないで、契約期間中に本契約を履行しないとき。
- (2) 乙が本契約を履行する見込みがないと甲が認めるとき。
- (3) 甲がこの契約について不正の事実を発見したとき。
- (4) 乙が故意または重大な過失により甲に損害を与えたとき。
- (5) 甲又は乙が、原則として60日前までに正当な理由を記載した書面により相手方に申し出たとき。

(損害賠償)

第12条 乙は、自己の責に帰すべき理由により電力供給の停止等のために損害（甲以外の第三者に及ぼした損害を含む。）を与えたときは、その損害を賠償する責任を負わなければならない。

2 前項の規定による損害賠償の額は、甲乙協議の上、これを定める。

(契約超過)

第13条 甲は、最大需要電力が契約電力を超えて電気を使用した場合は、乙の責めに帰すべき理由による場合を除き、乙が定める計算式で算出される額を乙に支払わなければならない。

(秘密の保持等)

第14条 乙は、業務の処理上知り得た甲の情報を第三者に対して開示してはならない。ただし、あらかじめ甲の承諾を得たときは、この限りでない。

(契約外の事項等)

第15条 本契約条項及び仕様書に定めのない事項、又は本契約条項及び仕様書について疑義が生じた事項は、甲乙協議の上、決定するものとする。

本契約の証として本書2通を作成し、発注者及び受注者が記名押印の上、各自1通を保有する。

令和 年 月 日

甲 住 所
氏 名 日本下水道事業団
契約職 印

乙 住 所
氏 名 印